



文部科学省 初等中等教育局 教育課程課 教科調査官

豊口 和士

これからの書写・書道教育 (21)

平成29年3月に小学校・中学校・平成30年3月に高等学校の学習指導要領が改訂・告示され、令和2年4月に小学校、令和3年4月に中学校、令和4年4月に高等学校（年次進行）で完全実施となった新しい教育課程も、今年度、小学校で4年目、中学校で3年目、高等学校で2年目を迎えています。

新しい学習指導要領の趣旨、新しい学習評価の考え方、GIGAスクール構想等に基づく学習指導も、いよいよ充実してきていることと思います。また、今次の改訂ですべての教科・科目において示された育成を目指す資質・能力の確実な育成に向けて、学校教育現場では不断の努力が続いていることと思います。学校だけでなく、社会全体で児童・生徒の学びと成長を支援してまいります。

本連載では、改訂を踏まえた、現在の書写・書道教育と、関連する事項について紹介していきます。

今回は、前回（七月号）の「書の美」の解説の中でも紹介しました、高等学校学習指導要領芸術科書道の中に新設した「共通事項」について、できるだけ噛み砕いて解説してみようと思います。

一 「共通事項」の位置づけ

表現及び鑑賞の学習において共通に必要な資質・能力を次のとおり育成する。

〔共通事項〕は、高等学校学習指導要領の中で芸術科書道について新たに示された内容であり、書及び書の美をいかに捉えたらよいかの視点と考えてよいでしょう。「表現及び鑑賞の学習において共通に必要な資質・能力」としている通り、書及び書の美を表現する場合にも、それを鑑賞して捉える場合にも必要な力、視点ということです。それゆえ、表現と鑑賞の学習に「共通」の事項としてしているわけです。

また、「どのような視点で物事を捉え、どのような考え方で思考して

いくのか」という「物事を捉える視点や考え方」を、学習指導要領では新たに「見方・考え方」とし、全ての教科・科目の学習において、その教科・科目ならではの物事を捉える視点や考え方を働かせることが明記されています。書を学ぶ中でも、書の特質・特性に応じた「見方・考え方」を働かせ広げていくことが必要です。

〔共通事項〕は、芸術科書道の学習の中で働かせ広げていく「見方・考え方」を支える視点として活用することができるとあります。また、学校教育に留まらず、「生活や社会の中の文字や書、書の伝統と文化と幅広く関わる」上での基本的な視点ともなると考えられます。

二 「共通事項」の内容

(1) 「A表現」及び「B鑑賞」の指導を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 用筆・運筆から生み出される書の表現性とその表

現効果との関わりについて理解すること。
イ 書を構成する要素について、それら相互の関連がもたらす働きと関わりを
理解すること。

ここでは、高等学校芸術科書道の学習が「表現」と「鑑賞」の学習で構成されていることを踏まえ、その両方の学習活動を支えるものとして、それぞれにおいて〔共通事項〕に示した力・視点を活用することが必要であるとともに、「表現」と「鑑賞」のそれぞれの学習を通して〔共通事項〕に示した力・視点を身に付けていくと示していることを示しています。また、指導事項ア・イそれぞれの文末を「理解する」としていることから、〔共通事項〕の内容が芸術科書道の学習指導の中で育成される資質・能力のうち、「知識」として位置づけられていることがわかります。
〔共通事項〕の中で示す「書独自の特質」は、生活の中での書、芸術としての書の歴史や伝統を形づくってきたものであり、我が国の「言語文

化」、「文字文化」、書の「芸術文化」を支える基盤でもあります。書及び書の美を捉える上での視点、書独自の特質として、以下の四つの視点を示しています。

- ① 時間性と運動性
- ② 書の表現性
- ③ 書を構成する要素
- ④ 造形性と空間性

三 書独自の特質の視点

① 時間性と運動性

まず、「時間性」についてです。書は、言葉を書き記す芸術ですの
で、そこに言葉の「時間性」があることはわかるでしょう。
言葉の「時間性」は、書を表現する際にも鑑賞する際にも必ず関わっています。表現する際に言葉を口ずさみながら書いていなくても、鑑賞する際に書かれた言葉を読もうとしていなくても、また、読む必要もないような少字数の作品であっても、言葉のもつ「時間性」や「リズム」を感じ取りながら表現したり鑑賞し

たりしていると思います。また、文字や言葉を書く際には、点面を書き進めていく上での筆順の「時間性」を感じ取っているものと思います。

さらに、記録・表現された言葉や書は、その内容や背景となる歴史や伝統を、時や時代を超えて後世に伝えるという側面での「時間性」ももっており、その時間のつながりが文化を形づくってきたといえます。

次に、「運動性」についてです。

文字を文字として成り立たせる点画構造の決まりや、言葉や文、文章として成り立たせる言葉のルール等に従って文字や言葉を書く際の、手や指あるいは体全体の動き、その際の用筆・運筆における遅速や緩急、紙面に対する筆圧の強弱、運筆の途中における間などの、筆記具である毛筆の動き、それが書の「運動性」ということになりました。

大切なことは、その「運動性」が運動の軌跡・痕跡としてそのまま視覚化・具体化される点であり、鑑賞する際にも、その運動の軌跡・痕跡からその造形を生み出した運動そのものを辿ることにより、書を表現し

た際の「運動性」を味わっていると
いえます。

皆さんも、勢いのある動きの線や柔らかな動きの線に魅了されること
があると思いますが、その時には
きつと、目に見える線質の造形から、
それを表現する際の「運動性」を感じ
取っているのだと思います。

また、「時間性」と「運動性」の
どちらにも関わる書独自の特質として、さらに「一回性」が挙げられます。書では、表現する際の身体の動きや毛筆の動き、その際の時間の経過がそのまま視覚化・具体化され、その「運動性」と「時間性」は静止した二次元の平面に凝縮されます。そして、その「運動」と「時間」がさらに「一回性」という特質をもつて生々しい軌跡・痕跡として造形された書を鑑賞する際には、二次元の平面から高さや深さを含む三次元の「運動」を感じ取り、さらに、静止した造形から四次元に通ずる「時間」の流れを感じ取ることににより、そこに書独自の魅力を鑑賞者それぞれが見出し、感動したり心振るわされたりするのでしょう。(次回に続く。)